

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

労働安全衛生関係

外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について

平成31年4月1日から施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平30.12.14 法律102)において、在留資格「特定技能」が創設された。これにより、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として、特定産業分野(下記[図表])においては、新たな外国人労働者(特定技能外国人労働者)の受け入れが開始された。特定技能外国人労働者に限らず、外国人労働者については、一般に、日本語やわが国の労働慣行に習熟していないこと等から、今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人労働者を使用する事業場において、外国人労働者の安全衛生の確保のため適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められている。

こうした状況を踏まえ、事業者による外国人労働者に対する安全衛生教育および研修の推進をより一層図るため、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平31. 3.28 基発0328第28。以下、第28号通達)が発出された。ここでは、この通達の内容について解説する。

外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について(平31. 3.28 基発0328第28)

山本真佑 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

図表 特定産業分野

- | | |
|--------------|----------|
| ①介護 | ⑧自動車整備 |
| ②ビルクリーニング | ⑨航空 |
| ③素形材産業 | ⑩宿泊 |
| ④産業機械製造業 | ⑪農業 |
| ⑤電気・電子情報関連産業 | ⑫漁業 |
| ⑥建設 | ⑬飲食料品製造業 |
| ⑦造船・船用工業 | ⑭外食業 |

1. 「安全衛生教育及び研修の推進について」(平 3. 1.21 基発39。以下、第39号通達)の一部改正

今回の第28号通達により、第39号通達における別紙「安全衛生教育推進要綱」5(5)の中で記載されていた外国人労働者に対する安全衛生教育の実施について、より具体的な教育手法についても揭示されることとなった。事業者による具体的な対応方法として、以下の6点を挙げている。

外国人労働者に対して安全衛生教育を推進するための具体的対応	
①リスクアセスメントの実施	機械設備、原材料、作業環境、作業方法等に起因する危険性等の調査（リスクアセスメント）を実施する際には、一般に外国人労働者にとって日本語で表示された作業標準等の理解が困難であることを踏まえてリスクの洗い出しや見積もりを行い、必要に応じて、外国人労働者に対して実施する安全衛生教育の内容を整理すること。
②安全衛生教育の準備	母国語に翻訳された教材・視聴覚教材等、安全衛生教育の内容に適した教材を入手、整備等すること。
③安全衛生教育の実施およびフォローアップ	外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識等についても教育すること。また、当該外国人労働者と同じ言語を話せる労働者に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。
④労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示、注意喚起等を理解することができるようにするため、必要な日本語および基本的な合図等を習得させるよう努めること。
⑤労働安全衛生法等関係法令の周知	労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより当該法令の内容についての周知を行うこと（特に、労働安全衛生法等に定める健康診断、面接指導および心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等）。
⑥派遣労働が認められている業種での留意事項	派遣労働者に対する安全衛生教育を必要十分な内容および時間をもって行うため、派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが望ましいこと。派遣労働が行われる場合、派遣労働者である外国人労働者に対する雇入れ時等教育は派遣元事業者の責任で行うこと。派遣先事業者との協議により、雇入れ時等の安全衛生教育の実施を派遣先事業者へ委託する場合、派遣元事業者は派遣先事業者から報告を受け、安全衛生教育の実施状況を確認すること。

2. 危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項

1. で周知された安全衛生教育の具体的方法に加え、事業者は外国人労働者を危険または有害な業務に就かせるときは、当該危険または有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させることはもとより、下記の(ア)から(キ)の七つの事項についても十分に理解させる必要があると定めた。

危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項
(ア)転倒災害の防止のため、整理整頓等による安全な作業床の保持、危険箇所の表示、手すりや滑り止めの使用方法および積雪時に滑りにくい履き物や安全な歩行方法
(イ)高所作業に従事させる場合は、作業手順およびその意味、墜落制止用器具の適切な使用方法および昇降設備の適切な使用方法
(ウ)機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ、激突、切れこすれ等のおそれのある作業に従事させる場合には、作業手順およびその意味、安全装置の適切な使用方法および立入禁止等に係る掲示
(エ)化学物質を取り扱う作業に従事させる場合には、当該化学物質の危険性または有害性およびその取り扱い方法、呼吸用保護具や化学防護手袋等の保護具の適切な使用方法、局所排気装置等の換気装置の適切な使用方法
(オ)石綿を含む建築物等の解体等の作業に従事させる場合には、石綿の有害性および当該含有品の取り扱い方法ならびに呼吸用保護具等の適切な使用方法
(カ)東京電力福島第一原子力発電所構内や事故由来廃棄物等処分事業場で行われる放射線業務および除染特別地域等で行われる除染等業務に従事させる場合には、電離放射線の生体を与える影響、被ばく線量の管理方法、設備や保護具の使用を含む機器の取り扱い方法、健康管理の必要性等
(キ)夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業に従事させる場合には、熱中症の症状、こまめな塩・水分補給等予防方法や応急措置等の緊急時の対処等

3. 健康管理手帳制度の周知等について

事業者は、特定化学物質や石綿等を取り扱う業務に従事する外国人労働者に対しては、雇入れ時に当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因等および健康診断の目的や内容について母国語等を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明することとされた。

また、石綿および粉じんの取り扱い作業等によるがんなどの健康障害等は、その他疾病等に比べると遅発性のものであり、当該業務に従事していた外国人労働者の離職後においてもその健康管理が重要であるといえる。これにより、事業者は労

働安全衛生法67条に基づく健康管理手帳制度について離職前に説明の上、要件に該当する外国人労働者に対して離職後、速やかに管轄の都道府県労働局に申請するよう促すことおよびこの申請に必要な書類について、事業者自らが準備し当該外国人労働者に対して離職前に手交する等、円滑な手続きが行われるよう支援に努めることと定めた。

これに併せて帰国後であっても、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付の請求を行うことができることについて、外国人労働者に周知することとされた。

労働保険関係

行政のデジタル化に関する基本原則を定めるデジタル手続法を公布

令和元年5月31日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令元. 5.31 法律16）（以下、デジタル手続法）が公布された。同法の目的は情報通信技術の発展がめまぐるしい今日において、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、行政手続等に係る関係者の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与することである。ここでは同法で定められた2本の主軸である基本原則と個別施策を確認していきたい。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5.31 法律16）

山本真佑 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. はじめに

今回紹介するデジタル手続法は、現状では企業として求められる対応というより、われわれ個人の生活レベルに影響を及ぼすものと推測される。

ただ、このほど閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）では、本法で定

められたデジタル3原則を基にした「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革」を挙げ、その一つとして、「デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等」と「個人のライフイベントに係る手続の自動化・ワンストップ化」と並んで「企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・新しい提出方法の実現」を掲げて